

平成 27 年 8 月 5 日

各 位

上場会社名 グローリー株式会社
代表者 代表取締役社長 尾上 広和
本社所在地 兵庫県姫路市下手野一丁目3番1号
コード番号 6457
上場取引所 東証第一部
決算期 3月
問合せ先 取締役専務執行役員 三和 元純
TEL (079) 297-3131

執行役員等に対するインセンティブ・プラン（株式付与E S O P信託） 導入に関するお知らせ（詳細決定）

当社は、平成 27 年 6 月 26 日開催の取締役会において、当社執行役員及び経営幹部社員（以下「執行役員等」という。）を対象とした株式交付制度（以下「本制度」といい、本制度に関して設定する信託を「本信託」という。）の導入を決議し公表いたしました。本日開催の取締役会において、本制度の信託規模等の詳細について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

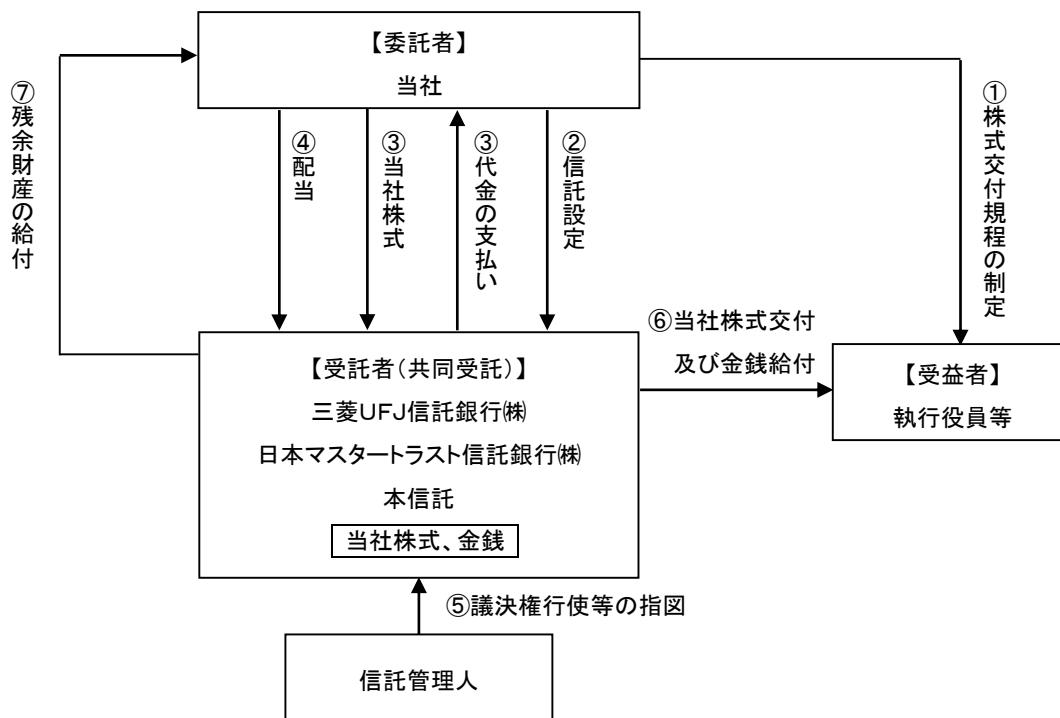
1. 本信託の概要

- | | |
|-----------|--|
| ① 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ② 信託の目的 | 当社の執行役員等に対するインセンティブの付与 |
| ③ 委託者 | 当社 |
| ④ 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社） |
| ⑤ 受益者 | 執行役員等または執行役員等を退職した者のうち受益者要件を満たす者 |
| ⑥ 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦ 信託契約日 | 平成27年8月28日（予定） |
| ⑧ 信託の期間 | 平成27年8月28日（予定）～平成30年8月末日（予定） |
| ⑨ 制度開始日 | 平成27年9月1日
（平成28年3月末日で終了する事業年度を基準としてポイントの付与を開始） |
| ⑩ 議決権行使 | 受託者は受益者候補の意思を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。 |
| ⑪ 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫ 取得株式の総額 | 613,696,000円 |
| ⑬ 株式の取得方法 | 当社自己株式の第三者割当により取得 |
| ⑭ 帰属権利者 | 当社 |
| ⑮ 残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

2. 本信託における当社株式の取得内容

当社は、本信託の導入に伴い、当社が保有する自己株式 2,951,231 株（平成 27 年 3 月 31 日現在）のうち、172,000 株（約 614 百万円）を本信託に対して処分することを同時に決議しました。詳細につきましては、本日発表しました「第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ」をご参照ください。

3. 本信託の仕組み



- ①当社は、本信託の導入に関して取締役会において株式交付規程を制定します。
- ②当社は、当社執行役員等のうち受益者要件を充足する者を受益者とする信託（本信託）を設定します。
- ③本信託は、信託管理人の指図に従い、②で信託された金銭を原資として当社株式を当社（自己株式処分）から取得します。
- ④本信託内の当社株式に対する剰余金の分配は、他の株式と同様に行われます。
- ⑤本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主として権利の行使に対する指図を行い、本信託はこれに従って株主としての権利を行使します。
- ⑥信託期間中、毎事業年度における役職及び会社業績に応じて、執行役員等にポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす執行役員等に対して、当該執行役員等に付与されたポイント数の一定割合に相当する数の当社株式が信託期間中の毎年一定時期及び退職時に交付され、残りのポイント数に相当する数の当社株式については、信託契約の定めに従い、本信託内で換価したうえで換価処分金相当額の金銭が信託期間中の毎年一定時期及び退職時に給付されます。
- ⑦受益者に分配された後の残余財産は、本信託の清算時に当社に帰属する予定です。

※ 受益者要件を充足する当社執行役員等への当社株式等の交付等により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了いたします。

以上